

山梨市子育て用品交換マーケット事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の家庭において不用となった子育てに関する物品（以下「リユース品」という。）の情報交換、譲渡及び譲受けの場を提供することにより、家庭における子育て費用の軽減及び資源の節約を図り、子育ての支援に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、リユース品に関しての情報の収集及び収集した情報の提供をもって、リユース品の有効活用を促進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第3条 リユース品に関する情報の収集及び提供は、つどいの広場「たっち」入口掲示板及び市ホームページに子育て用品交換マーケット（以下「交換マーケット」という。）を設置し行う。

(利用者)

第4条 交換マーケットの利用者は、リユース品を譲り渡したい者（以下「譲渡人」という。）及びリユース品を譲り受けたい者（以下「譲受人」という。）で、市内に住所を有する者とする。

(対象品)

第5条 本事業の対象となるリユース品は、次に掲げるものとする。

- (1) ベビーベッド
- (2) チャイルドシート
- (3) ベビーカー
- (4) 歩行器
- (5) 衣類（未使用、未開封のものに限る）
- (6) 未使用の紙おむつ（未開封のものに限る）
- (7) その他の清潔なベビー用品

2 次に掲げるものについては、取り扱わないものとする。

- (1) 歯固め、ほ乳瓶などの口に含むもの
- (2) むいぐるみ、玩具、遊具など
- (3) 食品及び薬品（保存食や未開封のものを含む）
- (4) 汚れや破損があり、再利用できないもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(交換マーケットへの情報登録)

第6条 交換マーケットの利用を希望する譲渡人及び譲受人（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項を市へ申し出るものとする。（様式第1号及び第2号）

- (1) 氏名、住所及び電話番号
- (2) 譲渡又は譲受けの別
- (3) リユース品の品名、規格及び数量
- (4) リユース品の使用期間
- (5) その他特に必要な事項

(掲載期間)

第7条 リユース品に係る情報の交換マーケットへの掲載期間は、原則として3カ月とする。ただし、次に掲げる場合は期間を変更することができる。

- (1) 登録者の都合により交換マーケットへの掲載を抹消する場合
- (2) 譲渡又は譲受けが成立した場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(登録者の情報)

第8条 市は、第6条の規定により、申し出があった事項のうち、個人情報については掲載しないものとする。ただし、リユース品の譲渡または譲受けの申し出がある時は、当該人にのみ提供することができる。

(リユース品の価格)

第9条 リユース品の価格は、無償とする。

(リユース品の引き渡し)

第10条 交換マーケット掲載のリユース品の譲渡又は譲受けの申し出がある時は、譲渡人または譲受人の情報を提供し、当該人同士で引き渡しを行うものとする。ただし、希望があるときは、市が譲渡人からリユース品を預かり、譲受人に引き渡すことができる。

(目的外利用の禁止)

第11条 利用者は、リユース品の転売、貸付け等を目的としてリユース品を譲り受けてはならない。

(責任)

第12条 市は、リユース品の品質、機能にかかる一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。